

あなたの土地や家屋の価格等、縦覧できます ▶▶▶

# 土地・家屋価格等縦覧帳簿

平成20年度の市内全ての土地または家屋の価格等を『土地・家屋価格等縦覧帳簿』により縦覧できます。また縦覧期間内に限り、納税義務者の閲覧(固定資産課税台帳兼名寄台帳の写しの交付)を無料で行います。

**縦覧期間** 4月1日(火)～6月2日(月) 8:30～17:15(土・日・祝日を除く)  
**ところ** 市役所伊豆長岡庁舎1階税務課(\*閲覧は各支所でもできます。)

## 縦覧できる人







土地または家屋の固定資産税の納税者とその同居の親族、納税管理人、納税者からの委任状をお持ちの人(法人の場合は、社印のある委任状が必要)

## 縦覧できる帳簿

土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、価格)、家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格) \*縦覧帳簿では、税額を見ることはできません。

**持ち物** 印鑑、申請者本人であることを証明できるもの(運転免許証など)

問合せ 税務課 電話055 948 2907


車種	手続き窓口(問合せ)	必要なもの
原動機付自転車  (125cc以下) 小型特殊自動車  (トラクター等)	<b>市役所各庁舎 市民サービス課</b> (問い合わせは税務課) 	・印鑑 ・標識交付証明書 ・譲渡証明書 (原付等もらった場合) ・ナンバープレート (廃車する場合のみ)
軽二輪  (126～250cc)	<b>軽自動車販売店協会</b> 駿東郡長泉町下土狩字鮎壺 1069 1 (電話055 988 4022)	手続きの内容により、必要なものが異なりますので、事前に各手続き窓口へ電話でご確認ください。
軽四輪など 	<b>軽自動車検査協会沼津支所</b> 駿東郡長泉町下土狩字鮎壺 1069 1 (電話055 988 3847)	
三輪小型自動車  (250cc超)	<b>沼津自動車検査登録事務所</b> 沼津市原字古田 2480 (電話050 5540 2051)	

問合せ 税務課 電話055 948 2907

## 原付・バイクの軽自動車等の変更登録

もうお済みですか?

軽自動車税は、毎年四月一日現在に原動機付自転車・軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車(農耕作業用トラクターなどを含む)を所有する人に課税されます。「住所変更や所有(使用)者の名義変更」、「車両の譲渡・廃車」など、軽自動車等の登録内容に変更が生じた場合は、その変更を届け出る必要があり、手続きの窓口は次のとおりです。



個性豊かで活力に満ち、秩序ある都市形成を目指して

# 国土利用計画

## 第1次伊豆の国市計画

目標年次  
平成28年

平成19年12月市議会で議決され策定した、伊豆の国市の土地利用に関する基本計画です。この計画は、国や県の国土利用計画を基に、伊豆の国市総合計画基本構想に即して策定したもので、市内の土地利用に関し、長期にわたり適正で安定した計画を確保するために必要な事項を定めています。今後はこの計画に沿って、伊豆の国市の土地に関するまちづくりが進められていきます。

- この計画の目標年次は平成28年で、人口と総世帯数は人口50,000人、19,000世帯を目指します。
- 4つの基本方針に基づき総合的かつ計画的に土地利用を進めます。安全で安心な土地利用、公共の福祉を優先した土地利用、豊かな地域資源を生かした土地利用、自立と広域における役割を高める土地利用
- 市全体が一体となった土地利用を推進するため、自然条件や社会経済条件などを考慮して、『中部地域』『西部地域』『東部地域』の3つの地域区分を設定しています。
- 土地の利用区分は7つに設定し、それぞれ土地利用の『基本方向』と『措置』を定めています。
- 市域に6種類のゾーンを設定し、個性豊かで活力に満ち、秩序ある都市形成が図れるまちづくりを目指します。

## 土地利用構想図



国土利用計画や土地利用構想図は、3月から市ホームページでもご覧いただけます。

問合せ 企画課 電話055 948 1413